

項目 (資料、頁番号等)	専門委員等からの追加 意見・コメント	東京電力の回答
資料 1-2(1)(2)	質問 1 (1) 原子力安全に関するものを含め現場からの意見を吸い上げる仕組みは、 ① エコーボックス、ご意見箱等のエコー委員会やパートナーシップ会議に至るルート ② CR等の安全衛生推進協議会のルート ③ 内部通報のルートが想定されるが、 申告制度（内部通報）の仕組みは東京電力として存在するのか。また、他にルートはあるか。	回答 1 (1) 【1 F】原子力安全に関するものを含め、現場からの意見を吸い上げる仕組みについては、以下の通りとなります。 ①エコーBOX（ご意見箱）や電話等で頂いたご意見は、エコー委員会を経て主管部門にて対応するルート、②現場作業のやりづらさ、危険箇所等について、CR起票（報告）により社内会議を経て、主管部門にて対応するルートがあります。 また、ご質問頂きました③申告制度（内部通報）については、企業倫理や職場の人権に関する相談窓口、資材取引に係わる企業倫理に関する相談窓口などを設置しており、社員のみならず、幅広く寄せられた通報・相談に対して、それぞれの専門部署が対応しております。 これらの他、作業員アンケートにより意見を吸い上げる活動があります。 【2 F】現場からの意見を吸上げる仕組みや申告制度（内部通報）の仕組みは存在します。各①～③の仕組みは下記のとおりです。 ①パートナーシップ会議 パートナーシップ会議では発電所で働く方々（社員並びに協力企業の皆様）から以下の仕組みでご意見・ご要望を吸い上げています。 ・意見箱への投書 ・インターネットメールによる投書 ・原子力企業協議会事務局を介して頂いたご意見 ・パートナーシップ会議を介して頂いたご意見 頂いたご意見等に対しては、東京電力からパートナーシップ会議で協力企業へ回答を行うと同時にシステムにて一元管理しており、受付から回答までの管理状況を社員及び協力企業に公表しています。 ②-1 労働災害（ヒヤリハット含む）の発生や外部からご意見を頂いた際、不適合管理等の社内マニユ

項目 (資料、頁番号等)	専門委員等からの追加 意見・コメント	東京電力の回答
		アルに基づき、報告書（CR）を発行し、所内のパフォーマンス向上会議（PIM）にて、そのグレードと是正・未然防止などの処置を決定しています。なお、協力企業からより容易に直接情報提供を頂ける仕組み構築を進めています。各事例のグレードに応じて運転経験情報（OE 情報）等を作成し、発電所内及び協力企業に共有しています。 ②-2 安全推進協議会では、東京電力と加盟協力企業との間において、安全に関する相互協力の連絡及び、災害防止、安全上重要な対策について定例会を開催し、その中で上記の労働災害事例や OE 情報等の周知を行っています。 ③企業倫理相談窓口：東京電力グループにおける組織または個人による違法・不正・企業倫理違反行為など「東京電力グループ企業行動憲章」、「東京電力グループ 企業倫理遵守に関する行動基準」に反する行為につき、職場での解決が困難な場合に、その事実を会社として速やかに認識し、事実解明と改善策の実施による解決を図り、企業倫理の遵守を促進するため、東京電力グループ企業倫理委員会の下に東京電力グループ企業倫理相談窓口を設置しています。
資料 1-2(1)(2)	質問 1 （2） 各ルートにおいて開催する会議体等で最終判断する決裁者（責任者）は誰になるか。	回答 1 （2） 【1 F】エコーBOXやCR、作業員アンケートに対する対応の責任は、対応箇所となる各組織（主管部門）にあり、決裁者はそれぞれの組織の長（部・室長、グループマネージャー）となります。また、申告制度（内部通報）についても、それぞれの専門部署において対応しており、それぞれの組織の長が最終決裁を担っています。なお、各内部通報窓口に寄せられた通報・相談事案については、東京電力グループ企業倫理委員会にすべて報告されております。 【2 F】①～③の責任者は以下の通りです。 ①パートナーシップ会議： ・主査（副所長）：会議の統括、開催及び議事録等の承認 ・委員（特別管理職、協力企業の代表者）：当該会議に出席し投稿されたご意見の回答内容や対策内容について協議を行い、出席者の同意を得る。 ②安全推進協議会： 安全推進協議会運営規定に基づき

項目 (資料、頁番号等)	専門委員等からの追加 意見・コメント	東京電力の回答
		・会長（所長）：会務を統括し、安推協を代表する。 ・副会長（安全担当）：会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。 ・安全推進協議会定例会における議事の決定は、会員会社の同意による。 ③企業倫理相談窓口：相談窓口案件は企業倫理委員会に付議されその調査・対応の経緯、調査・対応結果および相談者への回答状況が適切であるか否か審議し、決定しています。 ※東京電力 HP ⇒ 企業倫理遵守に向けた取り組み https://www.tepco.co.jp/about/business_ethics/approach/ 委員長：代表執行役社長 副委員長：執行役 委員：社外有識者（弁護士 1 名、学者 2 名）
資料 1-2(1)(2)	質問 1（3） 各ルートにおいて最終判断の決裁者が異なる場合、その合理的な理由はなにか。	回答 1（3） 【1 F】各ルートにおける対応・決裁は、対応箇所となる各組織であり、それぞれの対応において、専門性が必要であることから、その対応内容に精通した専門知識を有する組織の長が責任者となっています。 【2 F】各ルートにおける対応・決裁は、対応箇所となる各組織であり、それぞれの対応において、周知・共有する内容や、専門性などに応じて責任者を定めています。
資料 1-2(1)(2)	質問 1（4） 現場からの安全に対する意見等への対応の責任のあり方について、組織的に明文化し、共有されているのか。	回答 1（4） 【1 F】上記ご説明した活動については、文書や活動方針により明確にされ、共有がなされております。 ①～③の活動については、社員がいつでもアクセス可能な社内イントラネットにて掲示し、全社員に共有されております。 また、作業員アンケートの活動方針については、CDO、1 F 発電所長との協議を経て、1F 各組織まで共有されております。 【2 F】上述のルートで入手した情報は、規定や手引き等でプロセスを明文化し、発電所長へ共有する仕組みとなっています。 社内イントラネットにて、社員及び協力企業の方々へ分かり易くした利用案内・ルールを周知するとと

項目 (資料、頁番号等)	専門委員等からの追加 意見・コメント	東京電力の回答
		もに、いただいたご意見の回答を掲載・共有しております。 ①の活動の手引きについては全社員に共有しておりませんが、②③の活動については、社員がいつでもアクセス可能な社内イントラネットにて掲示し、全社員に共有されております。
資料 1-2(1)(2)	質問 1 (5) 原子力安全に対する一義的な責任は事業者にあることについて (少なくとも管理的立場にある)、職員は認識しているのか。	回答 1 (5) 【1 F】原子力安全に対する一義的な責任は事業者にあると認識しており、原子力安全文化の醸成を含め、原子力安全を継続的に高めていくべく、当社が責任を持って取り組んでいるところであります。 【2 F】原子力安全については保安規定に原子力事業者の責任を果たすための「原子力事業者としての基本姿勢」を定め、その姿勢に則り、健全な安全文化の育成・維持、品質保証活動等を行っています。職員に対しては、保安規定に関する教育・研修を行うことで、その内容の理解・認識を徹底しています。 原子力安全を向上していくため、労働安全の観点では、質問①②の活動を通じ、東京電力および協力企業職員に作業安全や法令順守を周知しています。また、企業倫理遵守の取組みについても質問③にありますように、社員全員で研修を実施（マニュアル研修、事例を活用した討議等）していること、企業倫理相談窓口の開設や組織体制に関しては東京電力 HP に掲載していることから、社員、協力企業職員は認知していると考えています。
資料 1-1 参考資料 P3	質問 2 (1) (1 F について、) 企業 C R の対応済みと対応中の割合はどれくらいあるか。	回答 2 (1) 企業 C R の対応済みと対応中の割合は以下のとおりです。 企業 C R 111 件中 ・対応完了 89 件 約 80% ・対応中 22 件 約 20%

項目 (資料、頁番号等)	専門委員等からの追加 意見・コメント	東京電力の回答
資料 1-1 参考資料 P3	質問 2 (2) 企業CRで出された項目、それに対する対応方針・計画、進捗状況、実施結果等について、CRを出された方を含め、作業員の方々にお伝えするような仕組みはあるのか。	回答 2 (2) 現場気づき（企業CR）として挙げられた項目に対しては、対応状況（対応方針・計画、進捗状況、実施結果等）を記載した一覧表を毎月1回更新し、fuku1 企業ネット（協力企業が閲覧できるサイト）に掲載しています。
資料 2-1、2-2	質問 3 (1) 1 Fで熱中症が発生した際にERに運ぶ体制整備とルールの詳細について知りたい。	回答 3 (1) 福島第一では救急医療室（ER）が設置されており、医師、救急救命士、看護師、当社事務職員が24時間365日体制で構内に常駐しています。 傷病者が発生した際には、現場からERへの通報時に、電話でER医師による症状の問診を行い、通報者への応急対応指示やER救護車の出動可否を判断します。救護が必要な場合は、ER救護車にて救急救命士が急行し、応急処置を施しながらERへ搬送します。 緊急性が低くER救護車で救護は不要と判断された場合は、業務車等の手段で各自ERへ移動します。
資料 2-1、2-2	質問 3 (2) 2 Fで熱中症が発生した際に産業医の待機場所へ運ぶ体制整備とルールの詳細について知りたい。	回答 3 (2) 熱中症に限らず負傷者や体調不良者が発生した場合、産業保健スタッフ（産業医や看護師）が各号機チェックポイント休憩室や出入管理所休憩室などの待機場所に向かい、医療機関への救急搬送又は、健康管理室への搬送を判断する体制を整えている。なお、待機場所では、傷病者の状態確認や応急処置を速やかに行い救急隊へ引渡しを行っている。

項目 (資料、頁番号等)	専門委員等からの追加 意見・コメント	東京電力の回答
資料 2-1、2-2	質問 3 (3) 質問 3 (2) について、産業医が不在の日の対応について知りたい。	回答 3 (3) 産業医不在の際は産業保健スタッフ（看護師）が待機場所に向かい、状態確認を行い医療機関への救急搬送又は、軽度なものであれば、医療機関への受診を判断している。